平成２９年（フ）第２１号
神奈川県横須賀市大津町５丁目22番38号
破産者　有限会社岸土木
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１２９号
福井県勝山市鹿谷町本郷46号６番地
破産者　新興株式会社
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２号
岐阜県高山市石浦町２丁目95番地
破産者　株式会社クリエートハウス21
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
岐阜県高山市石浦町２丁目96番地
破産者　株式会社アイデア
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第２４６号
愛知県西尾市東幡豆町中島19番地
破産者　佐野製綱株式会社
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
鳥取県米子市富士見町２丁目20番地１
破産者　有限会社ラ・ヴィみのり
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第５号
愛媛県今治市北高下町２丁目１番45号
破産者　株式会社家具センターワタナベ
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第７６４２号
東京都世田谷区太子堂４丁目30－６－202
破産者　福田　陽子
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８６４号
神奈川県相模原市中央区上溝596－11－104、破産開始決定時の住所神奈川県相模原市緑区田名2189－４
破産者　中山　秀男
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１８６号
東京都目黒区目黒４－８－２、破産手続開始決定時の住所東京都港区麻布十番１丁目２－７－1105
破産者　幸　　義明
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４９号
福井市中毘沙門町第５号11番地
破産者　有限会社トーゴ建設
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７７号
最後の住所　愛知県額田郡幸田町大字深溝字皿入１番地１
破産者　亡佐野勝巳相続財産
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３０５号
愛知県高浜市向山町１丁目１番地15
破産者　株式会社亀島瓦店
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７２号
岐阜県安八郡安八町北今ヶ渕640番地の18
破産者　葉名尻　勤
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
静岡県榛原郡吉田町住吉2959番地　住吉ハイツＡ103、旧住所静岡県榛原郡吉田町住吉5436番地の676　リージェント102
破産者　森高　協恵
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７２４号
静岡県島田市横井２丁目26番12号
破産者　福澤　秀弥
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０９５号
横浜市南区永田山王台36番７号　さくら荘309号
破産者　寺岡　康臣
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８１号
愛知県岡崎市洞町字寺前17番地４　アイランドＡ－101
破産者　林　　昭
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
島根県出雲市今市町北本町３丁目２番地５　青葉荘Ｄ
破産者　鎌田　好広
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部